

## 指定（介護予防）訪問リハビリテーション重要事項説明書

### 1. サービスを提供する事業者

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 事業者名                    | 津軽保健生活協同組合  |
| 代表者                     | 理事長 伊藤 真弘   |
| 所在地                     | 青森県青森市浪岡大字浪岡字浅井205  |
| 電話番号・FAX番号<br>ホームページURL | 電話 0172-62-3101 FAX 0172-62-7434<br>URL <a href="https://www.tsugaru-health.coop">https://www.tsugaru-health.coop</a> |
| 設立年月日                   | 1952（昭和27）年9月4日   |

### 2. サービスを提供する事業所

|             |   |
|-------------|---|
| 事業所名        | 津軽保健生活協同組合 津軽医院   |
| 介護保険指定事業所番号 | 0210117735  |
| 所在地         | 青森県青森市浪岡大字浪岡字浅井205  |
| 電話番号        | 0172-62-3101  |
| FAX番号       | 0172-62-7434  |
| 管理者         | 石森 伸二   |
| サービスを提供する地域 | 青森市、藤崎町、黒石市、五所川原市、板柳町、平川市                                     |
| 営業日・休業日     | 月曜日～金曜日<br>但し、国民の祝日、5月1日、8月1日、8月13～14日、<br>12月30日～1月3日は休業します。 |
| 営業時間        | 8時30分～16時40分  |

### 3. 当事業所の運営方針

利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、障害にあわせたリハビリテーションを通して、利用者様の心身機能の維持回復を図り、一日一日を大切に生きがいある生活が送れるようお手伝いします。またサービスの提供にあたっては懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者様またはそのご家族に対してリハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解しやすいように説明を行ないます。

### 4. 職員体制

| 職名          | 資格                      | 常勤     | 非常勤 | 兼務別            | 合計          | 業務内容 |
|-------------|-------------------------|--------|-----|----------------|-------------|------|
| 管理者         | 医師                      | 1      |     | 兼務             | 1           | 管理業務 |
| 機能訓練<br>指導員 | 理学療法士<br>作業療法士<br>言語聴覚士 | 1<br>2 |     | 兼務<br>兼務<br>兼務 | 1<br>2<br>1 | 機能訓練 |
| 合計          |                         | 4      | 1   |                | 5           |      |

## 5. 利用料金

(1) 利用料は、厚生労働大臣が定めた基準に従い請求いたします。(別紙参照)

(2) 料金の支払い方法は

月ごとにまとめてご請求いたしますので、利用翌月に現金でお支払いください。

なお、口座振込をご希望の方はご相談ください。お支払いいただき次第領収書をお渡しします。

## 6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

①電話等でお申し込み下さい。当事業所の職員が相談をお受けいたします。

②担当の介護支援専門員に利用希望の旨をご相談ください。

(2) サービス内容

①個々の利用者様に応じて作成された(介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づいてサービス提供いたします。既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成します。

②(介護予防)訪問リハビリテーション計画は、医師の診療内容及び運動機能検査等の結果をもとに(介護予防)訪問リハビリテーション職員(理学療法士・作業療法士・看護師・介護福祉士等)が共同で個々の利用者様へ作成します。

③(介護予防)訪問リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者様またはご家族様へご説明し、交付いたします。

④(介護予防)訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。

(3) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②当事業所の都合等やむを得ない事由でサービスを終了する場合がありますが、その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。また、ご希望により他のサービス事業所をご紹介いたします。

③職員への暴言・暴力・ハラスメントにより、介護サービスを適切に提供できない状況になった場合は、契約を解除させていただきます。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

④利用者様が3ヶ月以上正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を滞納した時は契約を解除させていただきます。なお契約終了後も支払い義務はありますので督促に対し速やかにお支払いください。

⑤自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者様が亡くなられた場合

## 7. サービス内容に関する苦情窓口及び申し立て手順

### (1) 当事業所の利用者様相談・苦情窓口

責任者 横山 みどり 電話 0172-62-3101  
担当者 山下 大史 FAX 0172-62-7434

### (2) 第三者委員連絡窓口

津軽保健生活協同組合 本部（総務部）  
電話 0172-33-7515

\* (1) (2) 受付日 年中（ただし、土曜日・休業日を除く）

受付時間 平日 8時30分～16時40分

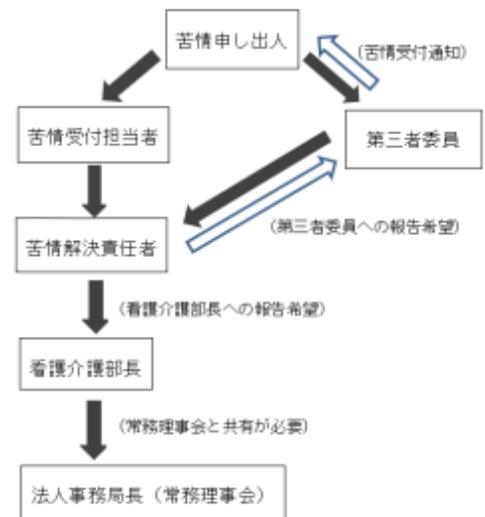
### (3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村または青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・青森市役所健康福祉部高齢介護保険課 〒030-8555 青森市中央一丁目2番5号  
電話017-734-5362 FAX017-734-5355
- ・青森市浪岡事務所健康福祉課 〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1  
電話0172-62-1134 FAX0172-62-0023
- ・藤崎町役場福祉課 〒038-3803 藤崎町西豊田1丁目1番地  
電話0172-75-3111 FAX0172-75-2515
- ・板柳町健康福祉課 〒038-3692 板柳町大字板柳字土井239-3  
電話0172-73-2111 FAX0172-73-2120
- ・黒石市高齢介護保険課 〒036-0396 黒石市市ノ町11番地1号  
電話0172-52-2111 FAX0172-52-6191
- ・五所川原市介護福祉課 〒037-8686 五所川原市岩木町12番地  
電話0173-35-2111 FAX0173-35-2120
- ・平川市介護福祉課 〒036-0104 平川市柏木町藤山25番地6号  
電話0172-44-1111 FAX0172-44-4574
- ・青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）〒030-0801 青森市新町2丁目4番地1号  
電話017-723-1336 FAX017-723-1088

(4) 事業所内の虹の投書箱でも受け付けいたします。

## 【苦情解決報告フロー】



## 8. 虐待の防止について

当事業所は、利用者様等の人権・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を配置しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための規程を整備しています。

- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報致します。

## 9. 緊急時および事故発生時の対応

(介護予防) 訪問リハビリテーション提供中に容態の変化あるいは事故の発生等があった場合は、利用者様の主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡するとともに必要な措置を講じます。なお、利用者様に対し賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償いたします。  
(当事業所は、三井住友海上火災保険会社と保険契約を結んでおります。)

## 10. 秘密保持・個人情報利用等

- (1) 従業者は正当な理由がなくその業務上知り得た利用者様またはそのご家族の秘密については固く守り保持します。また、従業者でなくなった後においても、利用者様またはそのご家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用します。利用者様、ご家族から、どの事業所に個人情報を提供したか照会があった場合は、遅滞なく報告します。

### ① 使用目的

- ・介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において利用者様の健康状態、ご家族の状況などを把握するために必要な場合。
- ・介護支援専門員または連携するサービス担当者との連絡調整のために必要な場合。
- ・体調を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

### ② 個人情報を提供する事業者等

- ・居宅介護支援事業者、居宅サービスに記載されている介護サービス事業者
- ・病院又は診療所
- ・市町村、警察、包括支援センターなど介護保険法及びその他の法令により必要となった場合
- ・実習生、研究・調査など（公的機関）、ボランティア

## 11. 衛生管理等

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定サービス事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の対策を講じます。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底します。
  - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための規程を整備しています。
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

## 12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害時において、利用者様に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画 BCP)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 13. その他

- (1) 次のような場合は速やかにご連絡下さい。
  - ・病院へ入院された場合
  - ・施設へ入所された場合
  - ・お亡くなりになった場合
- (2) サービス提供に係る記録は初回サービス提供開始より5年間保存し、法人の情報開示規程に基づき、利用者の求めにより、提供記録を開示します。
- (3) この重要事項説明書の内容に変更があった場合は、速やかにその内容を利用者様に文書で通知するとともに、あらためて同意確認を行います。

# 同意書

令和 年 月 日

当事業所は重要事項説明書に基づいて、(介護予防)訪問リハビリテーションの重要事項について説明しました。

事業者名 津軽保健生活協同組合  
理事長 伊藤 真弘  
所在地 青森県弘前市大字野田 2 丁目 2-1

事業所名 津軽保健生活協同組合 津軽医院  
所在地 青森県青森市浪岡大字浪岡字浅井 2 0 5

説明者 \_\_\_\_\_

わたしは、重要事項説明書に基づいて (介護予防)訪問リハビリテーションの内容・個人情報利用及び

重要事項の説明を受けました。また、サービス担当者会議等で個人情報を用いることに同意します。

利用者住所 \_\_\_\_\_

利用者氏名 \_\_\_\_\_

家族住所 \_\_\_\_\_

家族氏名 \_\_\_\_\_ (利用者との続柄 )

代理人住所 \_\_\_\_\_

代理人氏名 \_\_\_\_\_ (利用者との続柄 )

※別紙

▼サービス・加算単位表【2024年6月1日現在】

▼訪問リハビリテーション

| 訪問リハビリテーション                                | 自己負担額<br>1割負担<br>2割負担<br>3割負担                      | 対象者   |
|--|--|---|
| 基本報酬 1回（20分当たり）                            | <u>308 円/回</u><br><u>616 円/回</u><br><u>924 円/回</u> | 全利用者 利用時間に応じて回数を算定<br>【例】40 分の利用だと 2 回、60 分だと 3 回                           |
| 短期集中リハビリテーション<br>実施加算                      | 200 円/日<br>400 円/日<br>600 円/日                      | 退院・退所後又は認定日から起算して 3 ヶ月以内<br>の 利用者 * 1日2回(40 分)、週2回以上実施                      |
| 認知症短期集中リハビリテーション<br>実施加算<br>※週に 2 回を限度     | 240 円/日<br>480 円/日<br>720 円/日                      | 認知症であると医師が判断し、リハビリテーション<br>によって生活機能の改善が見込まれる利用者。退<br>院・退所日または訪問開始日から 3 ヶ月以内 |
| <u>リハビリテーションマネジメント加算（イ）</u>                | <u>180 円/月</u><br><u>360 円/月</u><br><u>540 円/月</u> | 全利用者で対応。リハビリテーション会議を行<br>い、医師からの計画書説明を行う。                                   |
| 事業所の医師が利用者又はそ<br>の家族に対して説明し、利用<br>の同意を得た場合 | <u>上記に加え</u><br>270 円<br>540 円<br>810 円            |   |
| <u>移行支援加算</u>                              | 17 円/日<br>34 円/日<br>51 円/日                         | 全利用者で 1 日ごとに算定  |
| サービス提供体制強化加算                               | 6 円/回<br>12 円/回<br>18 円/回                          | 全利用者回数に応じて算定  |
| 退院時共同指導加算<br>※当該退院につき 1 回限り                | 600 円<br>1,200 円<br>1,800 円                        | 退院するにあたり、当事業所スタッフが退院前カン<br>ファレンスに参加し、退院時共同指導を行った利用<br>者に対して算定               |

※2021年4月より、退院・退所直後のリハビリテーションの充実を図る観点から、退院・退所の日から起算して3月以内の利用者に対して週12回まで算定を可能とすることとなる。【通知改正】

▼介護予防訪問リハビリテーション

| 介護予防訪問リハビリテーション             | 自己負担額<br>1割負担<br>2割負担<br>3割負担 | 対象者  |
|-----------------------------|-------------------------------|--|
| 基本報酬 1回（20分当たり）             | 298 円/回<br>596 円/回<br>894 円/回 | 全利用者 利用時間に応じて回数を算定<br>【例】40 分の利用だと 2 回、60 分だと 3 回  |
| 短期集中リハビリテーション<br>実施加算       | 200 円/日<br>400 円/日<br>600 円/日 | 退院・退所後又は認定日から起算して3ヶ月以内の<br>利用者 * 1ヶ月以内は1日2回(40 分)・週2回以<br>上、1ヶ月越3ヶ月以内は1日1回(20 分)・週2回<br>以上実施 |
| サービス提供体制強化加算                | 6 円/回<br>12 円/回<br>18 円/回     | 全利用者に回数に応じて算定  |
| 退院時共同指導加算<br>※当該退院につき 1 回限り | 600 円<br>1,200 円<br>1,800 円   | 退院するにあたり、当事業所スタッフが退院前カン<br>ファレンスに参加し、退院時共同指導を行った利用<br>者に対して算定                                |

※2024年6月より、利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合かつ算定要件を満たさない場合所定単位数から1回につき30単位を減算する。